

大口町告示第35号

大口町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町産後ケア事業実施要綱（令和2年大口町告示第33号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第3条第1項中「産後4月」の次に「(訪問型にあつては、産後1年)」を加え、「産婦にあつては次の各号のいずれにも、乳児にあつては第3号に該当するもの」を「産後に心身の不調又は育児不安がある者」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、医療的介入の必要がある者は対象者としなない。

第3条第1項各号を削り、同条を第4条とする。

第2条中「適切な事業運営」を「適切な事業の運営及び町と適切な連絡体制」に、改め、「満たすもの」の次に「(以下「事業者」という。)」を加え、同条各号を削る。

第2条に次の3号を加え、同条を第3条とする。

(1) 宿泊型

ア 前条第1号の事業の内容を提供すること。

イ 母体ケア、乳児ケア、育児指導若しくは相談等を行う助産師、保健師又は看護師を1名以上24時間体制で配置すること。この場合において、当該助産師、保健師又は看護師は、事業の専任であることを要しない。

ウ 必要に応じて支援を受けられる産科又は小児科の医師と連携が図られていること。

エ その他次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていること。

(イ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされて

いること。

- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていること。
- (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていること。
- (オ) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していること。
- (カ) 大口町業者指名停止措置要領（平成15年大口町訓令第2号）により、指名停止の措置を受けていること。
- (キ) 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していること。

(2) 通所型

- ア 前条第2号の事業の内容を提供すること。
- イ 母体ケア、乳児ケア、育児指導若しくは相談等を行う助産師、保健師又は看護師を1名以上配置すること。この場合において、当該助産師、保健師又は看護師は、事業の専任であることを要しない。
- ウ 同条第1号ウ及びエの要件を満たすこと。

(3) 訪問型

- ア 前条第3号の事業の内容を提供すること。
- イ 助産師の資格を有している者であること。

第1条の次に次の1条を加える。

（事業の種類及び内容）

第2条 事業の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宿泊型 産婦と乳児を医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1

項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所（以下「医療機関等」という。）において宿泊させ、次のアからキまでの必要な支援を実施する。

- ア 栄養を考慮した食事の提供
- イ 産婦の身体的ケア、保健指導及び栄養指導
- ウ 産婦の心理的ケア
- エ 適切な授乳のためのケア（乳房ケアを含む。）
- オ 育児に必要な手技についての具体的な指導及び相談
- カ 生活の相談及び支援
- キ その他必要な相談、保健指導及び情報提供

(2) 通所型 産婦と乳児を医療機関等において日中通所させ、前号の必要な支援を実施する。この場合において、同条第1号ア中「食事」とあるのは、「食事（昼食に限る。）」と読み替えるものとする。

(3) 居宅訪問型 産婦と乳児の居宅に訪問し、同条第1号イからキまでの必要な支援を実施する。

第5条中「1日は、午前0時から午後12時までとし、事業の」を削り、「利用期間は、」の次に「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める期間を1日とし、」を加え、同条ただし書き中「1月を超えない範囲」を「必要最小限の範囲内」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 宿泊型 午前0時から午後12時まで
- (2) 通所型 午前10時から午後4時まで
- (3) 居宅訪問型 午前9時から午後5時までの間のうち3時間以内

第6条見出し中「実施時間」を「利用時間」に改め、同条中「実施」を「利用時間」に改め、「午前10時に入所し、翌日以後の午後4時に退所することを原則とし、利用者の希望を踏まえて事業者が決定するものとする」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める時間とする」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、対象者の希望を踏まえて事業者が変更する場合は、この限りでない。

(1) 宿泊型 午前10時に入所し、翌日以後の午後4時に退所する

(2) 通所型 午前10時から午後4時まで

(3) 居宅訪問型 午前9時から午後5時までの間のうち3時間以内

第7条の見出しを「(事業の利用申請)」に改め、同条中「対象者」を「事業を利用する対象者(以下「申請者」という。)」に改め、「(土日祝日は、日数に含まない。)」を削る。

第8条見出し中「承諾」を「事業の承諾」に改め、同条中「利用者」を「申請者」に改める。

第9条中「利用者」を「申請者」に改める。

第11条中第1項及び第2項中「利用者」を「申請者」に改め、同条第3項中「利用者」を「申請者」に改め、「利用者の」を削る。

第12条中「利用者」を「申請者」に、「事業者に日程の変更をした」を「事業を利用しなかった」に改め、「1,000円を」の次に「、居宅訪問型にあっては300円を」を加える。

第13条中第1項中「利用者」を「申請者」に、「報告書兼請求書」を「報告書兼委託料請求書」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

事業の種類	利用料等 利用料(日額)	多胎児2人目以降の1人 当たりの加算額(日額)
宿泊型	30,000円	3,000円
通所型	20,000円	2,000円
居宅訪問型	10,000円	1,000円

別表第2 (第10条関係、第11条関係)

事業の種類	階層区分	自己負担額 (日額)
宿泊型	生活保護・町県民税非課税世帯	0円
	課税世帯	3,000円

	多胎児 2 人目以降の 1 人当たりの加算額	300 円
通所型	生活保護・町県民税非課税世帯	0 円
	課税世帯	2,000 円
	多胎児 2 人目以降の 1 人当たりの加算額	200 円
居宅訪問型	生活保護・町県民税非課税世帯	0 円
	課税世帯	1,000 円
	多胎児 2 人目以降の 1 人当たりの加算額	0 円

備考

- この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯をいう。
- この表において「町県民税非課税世帯」とは、申請時の年度（4 月から 5 月までの間に申請を行う場合については、前年度）の個人町県民税が非課税の世帯をいう。
- この表において「課税世帯」とは、生活保護世帯及び非課税世帯以外の世帯をいう。

様式第 1 中「電話」を「電話番号」に改め、

「

乳児の氏名 ※出生前の 場合は記入は 不要です	(在胎週数： 週 日
)	出生体重： g
	(在胎週数： 週 日
)	出生体重： g

」を

「

出産（予定）日	年 月 日	在胎週数	週 日
乳児の氏名 ※出生前の場		出生体重	g

合は記入は不要です		出生体重	g
-----------	--	------	---

」に改

め、

「

希望する 期間	年 月 日～ 年 月 日 : ~ :
------------	--------------------

」を

「

利用期間	宿泊型	年 月 日から 年 月 日まで	利用施設名	
	通所型	年 月 日、 年 月 日 年 月 日、 年 月 日	利用施設名	
	居宅 訪問型	年 月 日 (: ~ :)、 年 月 日 (: ~ :)	年 月 日 (: ~ :) 年 月 日 (: ~ :)	

」

に改め、

「

利用希望施設	第 1 希望 () 第 2 希望 ()
--------	-----------------------

」を

削り、「利用者」を「申請者」に改める。

様式第 2 中

「

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	大口町		
乳 児		生年月日	年 月 日
		生年月日	年 月 日
利用施設名			

利用サービス	産後ケア事業（宿泊型）				
利用期間	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
階層区分					
利用料			円×	日＝	円
	（多胎児加算）		円×	日＝	円
	合計金額			円	

を

「

申請者	住所				
	氏名				
	乳児の氏名				
利用期間	宿泊型	年 月 日から	利用施設名		
		年 月 日まで			
	通所型	年 月 日、年 月 日	利用施設名		
	年 月 日、年 月 日				
居宅訪問型	年 月 日（：～：）、年 月 日（：～：） 年 月 日（：～：）、年 月 日（：～：）				
階層区分	<input type="checkbox"/> 課税世帯 <input type="checkbox"/> 町県民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯				
利用料 （自己負担額）			円		
	【内訳】	円×	日＝	円	
	（多胎児加算）	円×	日＝	円	

に改める。

様式第 4 中

「

氏 名		生年月日	年	月	日
住 所	大口町 電話番号				
乳 児		生年月日	年	月	日
		生年月日	年	月	日
利用サービス	産後ケア事業（宿泊型）				
利用期間	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで

」

を

「

利 用 者	ふりがな 氏名		生年 月日	年	月	日	(歳)
	住所	大口町 電話番号					
	乳児 の 氏名		出生体重	g			
			出生体重	g			
出産医療機関							
出産日		年	月	日	在胎週数	週	日
利 用 期 間	宿泊型	年 月 日から 年 月 日まで					
	通所型	年 月 日、 年 月 日、 年 月 日、 年 月 日					
	居宅 訪問型	年 月 日(: ~ :)、 年 月 日(: ~ :) 年 月 日(: ~ :)、 年 月 日(: ~ :)					

」

に改め、

階層区分	
利用料	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 円× 日＝ 円 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> (多胎児加算) 円× 日＝ 円 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 合計金額 円 </div>

を

階層区分	<input type="checkbox"/> 課税世帯 <input type="checkbox"/> 町県民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯
利用料 (自己負担額)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 円 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 【内訳】 円× 日＝ 円 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> (多胎児加算) 円× 日＝ 円 </div>

に改める。

様式第5中「電話」を「電話番号」に改める。

様式第6中

氏名		生年月日	年	月	日
住所	大口町				
乳児		生年月日	年	月	日
		生年月日	年	月	日
利用施設名					
利用サービス	産後ケア事業（宿泊型）				
利用期間	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
階層区分					

利用料	円×	日＝	円
	(多胎児加算) 円×	日＝	円
	合計金額	円	

を

「

申請者	住所				
	氏名				
	乳児の氏名				
利用期間	宿泊型	年 月 日から 年 月 日まで	利用施設名		
	通所型	年 月 日、年 月 日 年 月 日、年 月 日	利用施設名		
	居宅 訪問型	年 月 日(: ~ :)、年 月 日(: ~ :) 年 月 日(: ~ :)、年 月 日(: ~ :)			
階層区分	<input type="checkbox"/> 課税世帯 <input type="checkbox"/> 町県民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯				
利用料 (自己負担額)	円	【内訳】	円×	日＝	円
		(多胎児加算)	円×	日＝	円

に改める。

様式第8中

「

氏名		生年月日	年 月 日
住所	大口町 電話番号		

乳 児		生年月日	年 月 日
		生年月日	年 月 日
利用サービス	産後ケア事業（宿泊型）		
利用期間	年 月 日	時 分から	
	年 月 日	時 分まで	

を

「

利 用 者	ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)
	住所	大口町 電話番号		
	乳児 の 氏名		出生体重	g
			出生体重	g
出産医療機関				
出産日		年 月 日	在胎週数	週 日
利 用 期 間	宿泊型	年 月 日から 年 月 日まで		
	通所型	年 月 日、年 月 日、年 月 日、年 月 日		
	居宅 訪問型	年 月 日(: ~ :)、年 月 日(: ~ :) 年 月 日(: ~ :)、年 月 日(: ~ :)		

に改め、

「

階層区分	
利用料	円× 日 = 円 (多胎児加算) 円× 日 = 円

	合計金額	円
--	------	---

」

を

「

階層区分	<input type="checkbox"/> 課税世帯	<input type="checkbox"/> 町県民税非課税世帯	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯
利用料			円
(自己負担額)	【内訳】	円×	日＝ 円
	(多胎児加算)	円×	日＝ 円

」

様式第9を次のように改める。

様式第9（第13条関係）

大口町産後ケア事業実施報告書

年 月 日

大口町長 様

事業所等名

管理者名

次のとおり、産後ケア事業（宿泊型・通所型・居宅訪問型）を実施したので報告します。

利用者住所	大口町		
利用者氏名		生年月日	年 月 日
乳児の氏名		出産日	年 月 日
利用期間及び 事業の種類	利用日	時間帯	事業の種類
	年 月 日	: ~ :	宿泊・通所・訪問
	年 月 日		宿泊・通所・訪問
	年 月 日		宿泊・通所・訪問
	年 月 日		宿泊・通所・訪問
	年 月 日		宿泊・通所・訪問
	年 月 日		宿泊・通所・訪問
	年 月 日		宿泊・通所・訪問
支援内容	<input type="checkbox"/> 産後の母体管理、保健指導及び栄養指導 <input type="checkbox"/> 産婦の心理的ケア <input type="checkbox"/> 児の預かりによる休養の提供 <input type="checkbox"/> 乳房管理（乳房マッサージ <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施） <input type="checkbox"/> 沐浴・授乳等育児手技指導 <input type="checkbox"/> 生活面の相談及び支援 <input type="checkbox"/> その他必要な保健指導及び情報提供（ ）		
利用者確認	上記のサービスを受けたことを確認します。 年 月 日 利用者氏名		

様式第10を次のように改める。

様式第10（第13条関係）

年 月 日

大口町産後ケア事業利用報告書兼委託料請求書

大口町長 様

所在地

事業所等名

代表者名

電話番号

産後ケア事業委託料として下記のとおり事業を実施したので、請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関および支店名	銀行 信用金庫 農協
口座の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

<内訳>

【階層区分Ⅰ】生活保護世帯・町県民税非課税世帯 【階層区分Ⅱ】課税世帯

(1) 宿泊型・通所型（申請者氏名 _____）

種類	委託料 A（日額）	利用日数 B（日）	利用人数 C（人）	請求金額 (A×B×C) (円)
宿泊型	【階層区分Ⅰ】 1人当たり 30,000円 多胎児加算（2人目以降） 1人当たり 3,000円			
	【階層区分Ⅱ】 1人当たり 27,000円 多胎児加算（2人目以降） 1人当たり 2,700円			
通所型	【階層区分Ⅰ】 1人当たり 20,000円 多胎児加算（2人目以降） 1人当たり 2,000円			
	【階層区分Ⅱ】 1人当たり 18,000円 多胎児加算（2人目以降） 1人当たり 1,800円			
キャンセル料 1,000円				
請求金額合計				

(2) 居宅訪問型 (申請者氏名)

利用者氏名	委託料 A (日額)	利用 日数 B (日)	利用 人数 C (人)	請求金額 (A×B× C) (円)
	階層区分Ⅰ 10,000 円			
	階層区分Ⅱ 9,000 円			
	多胎児加算 (2人目以降) 1人当たり 1,000 円			
	キャンセル料 300 円			
請求金額合計				

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町産後ケア事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(事業の種類及び内容)</u></p> <p>第2条 <u>事業の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>宿泊型 産婦と乳児を医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所（以下「医療機関等」という。）において宿泊させ、次のアからキまでの必要な支援を実施する。</u></p> <p><u>ア 栄養を考慮した食事の提供</u></p> <p><u>イ 産婦の身体的ケア、保健指導及び栄養指導</u></p> <p><u>ウ 産婦の心理的ケア</u></p> <p><u>エ 適切な授乳のためのケア（乳房ケアを含む。）</u></p> <p><u>オ 育児に必要な手技についての具体的な指導及び相談</u></p> <p><u>カ 生活の相談及び支援</u></p> <p><u>キ その他必要な相談、保健指導及び情報提供</u></p> <p>(2) <u>通所型 産婦と乳児を医療機関等において日中通所させ、前号の必要な支援を実施する。この場合において、同条第1号ア中「食事」とあるのは、「食事(昼食に限る。)」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(3) <u>居宅訪問型 産婦と乳児の居宅に訪問し、同条第1号イからキまでの必要な支援を実施する。</u></p> <p>(事業の委託)</p>	<p>(事業の委託)</p>
<p>第3条 <u>町長は、適切な事業の運営及び町と適切な連絡体制が確保できると認められる者であって、次の要件を満たすもの（以下「事業者」という。）に事業を委託する。</u></p>	<p>第2条 <u>町長は、適切な事業運営が確保できると認められる者であって、次の要件を満たすものに事業を委託する。</u></p> <p>(1) <u>医療法（昭和23年法律第205号）第</u></p>

新	旧
	<p><u>1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所であること。</u></p> <p>(2) <u>入浴施設及び沐浴施設を有すること。</u></p> <p>(3) <u>母体ケア、乳児ケア、育児指導若しくは相談等を行う助産師、保健師又は看護師を1人以上24時間体制で配置すること。この場合において、当該助産師、保健師又は看護師は、事業の専任であることを要しない。</u></p> <p>(4) <u>栄養を考慮した食事（1泊2日で昼食2回、夕食1回及び朝食1回並びに以後1泊ごとに夕食、朝食及び昼食各1回とする。）を提供できること。</u></p> <p>(5) <u>第4条の事業の内容を提供できること。</u></p> <p>(6) <u>必要に応じて支援を受けられる医師（産科又は小児科）と連携できる整備がなされていること。</u></p> <p>(7) <u>町と適切な連絡体制が確保できること。</u></p> <p>(8) <u>その他次のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p><u>ア 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者</u></p> <p><u>イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者</u></p> <p><u>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法</u></p>

新	旧
<p>(1) 宿泊型</p> <p>ア <u>前条第1号の事業の内容を提供すること。</u></p> <p>イ <u>母体ケア、乳児ケア、育児指導若しくは相談等を行う助産師、保健師又は看護師を1名以上24時間体制で配置すること。この場合において、当該助産師、保健師又は看護師は、事業の専任であることを要しない。</u></p> <p>ウ <u>必要に応じて支援を受けられる産科又は小児科の医師と連携が図られていること。</u></p> <p>エ <u>その他次のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p>(7) <u>会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていること。</u></p> <p>(1) <u>破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定</u></p>	<p><u>（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者</u></p> <p>エ <u>民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者</u></p> <p>オ <u>大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者</u></p> <p>カ <u>大口町業者指名停止措置要領（平成15年大口町訓令第2号）により、指名停止の措置を受けている者</u></p> <p>キ <u>最近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者</u></p>

新	旧
<p>によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていること。</p> <p>(ウ) <u>会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていること。</u></p> <p>(エ) <u>民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていること。</u></p> <p>(オ) <u>大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していること。</u></p> <p>(カ) <u>大口町業者指名停止措置要領（平成15年大口町訓令第2号）により、指名停止の措置を受けていること。</u></p> <p>(キ) <u>最近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していること。</u></p> <p>(2) <u>通所型</u></p> <p>ア <u>前条第2号の事業の内容を提供すること。</u></p> <p>イ <u>母体ケア、乳児ケア、育児指導若しくは相談等を行う助産師、保健師又は看護師を1名以上配置すること。この場合において、当該助産師、保健師又は看護師は、事業の専任であることを要しない。</u></p>	

新	旧
<p><u>ウ 同条第1号ウ及びエの要件を満たすこと。</u></p> <p><u>(3) 訪問型</u></p> <p><u>ア 前条第3号の事業の内容を提供すること。</u></p> <p><u>イ 助産師の資格を有している者であること。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有する産後4月（訪問型にあっては、産後1年）未満の産婦及びその乳児で、産後に心身の不調又は育児不安がある者とする。ただし、医療的介入の必要がある者は対象者とし<u>ない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、町内に住所を有する産後4月未満の産婦及びその乳児で、産婦にあっては次の各号のいずれにも、乳児にあっては第3号に該当するものとする。</p> <p><u>(1) 体調不良又は育児不安である者</u></p> <p><u>(2) 家族等から育児に係る十分な援助が受けられない者</u></p> <p><u>(3) 感染性疾患（麻疹、風疹、インフルエンザ等）に罹患していない者</u></p> <p><u>(4) 心身の不調があり、医療的介入の必要がある者（医師が事業において対応が可能であると判断した者を除く。）でない者</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(事業の内容)</u></p> <p>第4条 事業を受託した者（以下「事業者」という。）は、対象者を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、次の事項を必要に応じて実施する。</p> <p><u>(1) 産婦の身体的ケア、保健指導及び栄養指導</u></p> <p><u>(2) 産婦の心理的ケア</u></p> <p><u>(3) 適切な授乳のためのケア（乳房ケアを含む。）</u></p> <p><u>(4) 育児に必要な手技についての具体的な指導及び相談</u></p>

新	旧
<p>(事業の利用期間)</p> <p>第5条 事業の利用期間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める期間を1日とし、<u>通算7日を上限とする</u>。ただし、町長が必要と認めた場合は、<u>必要最小限の範囲内</u>でその期間を延長することができる。</p> <p>(1) <u>宿泊型 午前0時から午後12時まで</u></p> <p>(2) <u>通所型 午前10時から午後4時まで</u></p> <p>(3) <u>居宅訪問型 午前9時から午後5時までの間のうち3時間以内</u></p>	<p>(5) <u>生活の相談及び支援</u></p> <p>(6) <u>その他必要な相談、保健指導及び情報提供</u></p> <p>(事業の利用期間)</p> <p>第5条 事業の1日は、午前0時から午後12時までとし、<u>事業の利用期間は、通算7日を上限とする</u>。ただし、町長が必要と認めた場合は、<u>1月を超えない範囲</u>でその期間を延長することができる。</p>
<p>(事業の利用時間)</p> <p>第6条 事業の利用時間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、対象者の希望を踏まえて事業者が変更する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>宿泊型 午前10時に入所し、翌日以後の午後4時に退所する</u></p> <p>(2) <u>通所型 午前10時から午後4時まで</u></p> <p>(3) <u>居宅訪問型 午前9時から午後5時までの間のうち3時間以内</u></p>	<p>(事業の実施時間)</p> <p>第6条 事業の実施は、<u>午前10時に入所し、翌日以後の午後4時に退所することを原則とし、利用者の希望を踏まえて事業者が決定するものとする</u>。</p>
<p>(事業の利用申請)</p> <p>第7条 事業を利用する対象者（以下「申請者」という。）は、<u>大口町産後ケア事業利用申請書（様式第1）</u>を利用日の3日前までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、利用開始までに提出することができる。</p>	<p>(利用の申請)</p> <p>第7条 対象者は、<u>事業を利用しようとするときは、大口町産後ケア事業利用申請書（様式第1）</u>を利用日の3日前（<u>土日祝日は、日数に含まない。</u>）までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、利用開始までに提出することができる。</p>
<p>(事業の承諾及び通知)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 町長は、事業の利用を承諾したときは、事業者に対し、<u>申請者</u>に関する必要な情報を大口町産後ケア事業利用依頼書（様式第4）に</p>	<p>(承諾及び通知)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 町長は、事業の利用を承諾したときは、事業者に対し、<u>利用者</u>に関する必要な情報を大口町産後ケア事業利用依頼書（様式第4）に</p>

新	旧
<p>より提供する。</p>	<p>より提供する。</p>
<p>3 事業者及び<u>申請者</u>は、事業の開始前にその利用に係る必要な調整等を行うものとし、事業者は、<u>申請者</u>に事業の内容を説明しなければならない。</p> <p>(申請内容の変更等)</p>	<p>3 事業者及び<u>利用者</u>は、事業の開始前にその利用に係る必要な調整等を行うものとし、事業者は、<u>利用者</u>に事業の内容を説明しなければならない。</p> <p>(申請内容の変更等)</p>
<p>第9条 <u>申請者</u>は、第7条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、町長に大口町産後ケア事業利用変更申請書(様式第5)を提出しなければならない。</p>	<p>第9条 <u>利用者</u>は、第7条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、町長に大口町産後ケア事業利用変更申請書(様式第5)を提出しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>申請者</u>は、利用する日程を変更し、又は中止する場合は、利用日の前日の午後5時までに事業者に連絡するとともに、速やかに大口町産後ケア事業利用変更申請書を提出しなければならない。</p> <p>(利用料)</p>	<p>3 <u>利用者</u>は、利用する日程を変更し、又は中止する場合は、利用日の前日の午後5時までに事業者に連絡するとともに、速やかに大口町産後ケア事業利用変更申請書を提出しなければならない。</p> <p>(利用料)</p>
<p>第11条 <u>申請者</u>は、別表第2に定める自己負担額に利用日数を乗じて得た額を、利用料として事業者に直接支払うものとする。</p>	<p>第11条 <u>利用者</u>は、別表第2に定める自己負担額に利用日数を乗じて得た額を、利用料として事業者に直接支払うものとする。</p>
<p>2 <u>申請者</u>は、当該利用に係る乳児が多胎児の場合は、前項の額に多胎児2人目以降1人につき別表第2に定める加算額に利用日数を乗じて得た額を加算して事業者に直接支払うものとする。</p>	<p>2 <u>利用者</u>は、当該利用に係る乳児が多胎児の場合は、前項の額に多胎児2人目以降1人につき別表第2に定める加算額に利用日数を乗じて得た額を加算して事業者に直接支払うものとする。</p>
<p>3 <u>申請者</u>は、世帯の生活保護の受給又は町県民税課税状況により、利用料の減額を受けようとするときは、生活保護を受給していることを証明する書類又は前年(4月から5月までの間に申請を行う場合は、前々年)の非課税証明書を提出しなければならない。ただし、町長が閲覧又は照会によりその内容が確認できる場合は、当該書類又は証明書の提出を省略することができる。</p> <p>(利用の中止)</p>	<p>3 <u>利用者</u>は、<u>利用者の</u>世帯の生活保護の受給又は町県民税課税状況により、利用料の減額を受けようとするときは、生活保護を受給していることを証明する書類又は前年(4月から5月までの間に申請を行う場合は、前々年)の非課税証明書を提出しなければならない。ただし、町長が閲覧又は照会によりその内容が確認できる場合は、当該書類又は証明書の提出を省略することができる。</p> <p>(利用の中止)</p>
<p>第12条 <u>申請者</u>が第9条第3項の期日を過ぎ</p>	<p>第12条 <u>利用者</u>が第9条第3項の期日を過ぎ</p>

新	旧
<p>て事業を利用しなかった場合は、中止として取り扱い、<u>申請者</u>が前項の利用料の減額に該当するものにあつては町長が、該当しないものにあつては<u>申請者</u>が1,000円を、<u>居宅訪問型</u>にあつては<u>300円</u>を事業者に支払うものとする。ただし、町長が認める場合はこの限りでない。</p>	<p>て<u>事業者</u>に日程の変更をした場合は、中止として取り扱い、<u>利用者</u>が前項の利用料の減額に該当するものにあつては町長が、該当しないものにあつては<u>利用者</u>が1,000円を事業者に支払うものとする。ただし、町長が認める場合はこの限りでない。</p>
<p>(報告及び支払い)</p>	<p>(報告及び支払い)</p>
<p>第13条 事業者は、<u>申請者</u>の個別の利用状況について、大口町産後ケア事業実施報告書(様式第9。以下「報告書」という。)及び大口町産後ケア事業利用報告書兼委託料請求書(様式第10。以下「請求書」という。)を事業終了後速やかに町長へ提出(翌月の10日を越えないこと。)するものとする。</p>	<p>第13条 事業者は、<u>利用者</u>の個別の利用状況について、大口町産後ケア事業実施報告書(様式第9。以下「報告書」という。)及び大口町産後ケア事業利用報告書兼請求書(様式第10。以下「請求書」という。)を事業終了後速やかに町長へ提出(翌月の10日を越えないこと。)するものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>別表第1 (第10条関係)</p>	<p>別表第1 (第10条関係)</p>
<p>【別記】</p>	<p>【別記】</p>
<p>別表第2 (第10条関係、第11条関係)</p>	<p>別表第2 (第10条関係、第11条関係)</p>
<p>【別記】</p>	<p>【別記】</p>
<p>様式第1 (第7条関係)</p>	<p>様式第1 (第7条関係)</p>
<p>【別記】</p>	<p>【別記】</p>
<p>様式第2 (第8条関係)</p>	<p>様式第2 (第8条関係)</p>
<p>【別記】</p>	<p>【別記】</p>
<p>様式第4 (第8条関係)</p>	<p>様式第4 (第8条関係)</p>
<p>【別記】</p>	<p>【別記】</p>
<p>様式第5 (第9条関係)</p>	<p>様式第5 (第9条関係)</p>
<p>【別記】</p>	<p>【別記】</p>
<p>様式第6 (第9条関係)</p>	<p>様式第6 (第9条関係)</p>
<p>【別記】</p>	<p>【別記】</p>
<p>様式第8 (第9条関係)</p>	<p>様式第8 (第9条関係)</p>
<p>【別記】</p>	<p>【別記】</p>
<p>様式第9 (第13条関係)</p>	<p>様式第9 (第13条関係)</p>
<p>【別記】</p>	<p>【別記】</p>
<p>様式第10 (第13条関係)</p>	<p>様式第10 (第13条関係)</p>

新	旧
【別記】	【別記】